

工業振興課	平成 13 年 9 月 4 日 及び 9 月 12 日	阿蘇ソフトの村建設について、平成 2 年度に計画面積 2,6 ヘクタールで、うち約 4 分の 3 を買収した状態で、その後の建設が進んでいない。その後の方針を明確にすること。	平成 13 年 10 月に企業の動向を把握するため、県内外約 500 社に対してアンケート調査を実施。関心のある企業の投資意欲は約 10 社にいる状況で、企業訪問を行った。企業誘致活動を行うとともに、企業ニーズの変化、社会情勢等を見ていくたい。
経営金融課	平成 13 年 8 月 31 日 及び 9 月 12 日	中小企業振興資金貸付金の未収金（1,963,335,994 円）について、引き続きその解消に努めること。	職員による延滞先（保証人を含む）訪問・文書・電話による督促を強化し、毎月定期的に分納償還させることなど、延滞権の圧縮に努めている。今後とも、同様の措置を講じるとともに、担保権の実行にかかる競売及び経営状況の把握・指導等により、未収金の解消に一層努める。
労働雇用課	平成 13 年 8 月 23 日 及び 9 月 3 日	中小企業従業員住宅使用料の未収金（1,734,091 円）について、その解消に努めること。また、建物の所有権の登記等、債権保全の措置を講じること。	使用料の未収金に加え、対象企業の財務内容等の把握に努めることとともに、督促等による未収金の解消にさらに努める。建物の所有権の登記等による債権保全の措置については、現在の法では十分に有効であることが可能であり、現行制度で債権保全の手段もあると考へる。保存登記を行つた場合、償還終了新たな負担が生じることとなり、既に償還している大好ましくない。
農業団体金融課	平成 13 年 9 月 5 日 及び 9 月 10 日	農業改良資金貸付金の未収金（1,206,000 円）について、引き続きその解消に努めること。	貸付収納委託機関である県信連や農協等と連携して、定期的な自宅訪問や呼び出しによる債権返請請求を実施するとともに、連帯保証人への請求による回収にも努めている。

